

























































































































































<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年10月 1 日 至 平成20年 9 月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年10月 1 日 至 平成21年 9 月30日)</p>
	<p>(4) 新株予約権の割当日 平成21年11月30日</p> <p>(5) 新株予約権の取得に関する事項</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書、分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（3）⑥に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>③新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(6) 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（3）①に準じて決定する。</p> <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>(3) ②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(6)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 上記(3)③に定める募集新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(3)③に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記(3)④に準じて決定する。</p> <p>⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧その他新株予約権の行使の条件 上記(3)⑥に準じて決定する。</p> <p>⑨新株予約権の取得事由及び条件 上記(5)に準じて決定する。</p> <p>⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p> <p>(7) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。</p> <p>(8) 新株予約権と引換えに払込む金銭 新株予約権1個あたりの発行価額は、公正価格とし、当社の株価情報等に基づいて、第三者機関がモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額とする。</p> <p>(9) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 平成21年12月7日</p>

## 6. その他

### (1) 役員の変動

該当事項はありません。

### (2) その他

該当事項はありません。